

鹿児島市建設工事等発注見通しの公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市が発注する建設工事並びに建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務（以下「建設工事等」という。）の発注見通しの公表（以下「公表」という。）に関し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 市長は、原則として毎年度4月末までに、当該年度に発注することが見込まれる建設工事等（予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって、本市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る、次の事項を公表することとする。

- (1) 建設工事等の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

2 市長は、7月、10月、1月を目途に、公表した事項を見直し、変更が生じた場合には、変更後の当該事項を公表することとする。

(公表の方法)

第3条 公表は、企画財政局財政部契約課、市政情報コーナー及び本市ホームページにおいて、公衆の閲覧に供して行うものとする。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。